本則中「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改める。

本則の表北海道の項中「函館市　釧路市」を「函館市」に、「限る。）　留萌市」を「限る。）」に、「深川市　富良野市」を「深川市」に、「空知郡上砂川町　同郡南富良野町」を「空知郡上砂川町」に、「上川郡当麻町　同郡比布町　同郡愛別町　同郡上川町　同郡和寒町」を「上川郡和寒町」に、「同郡下川町　同郡新得町」を「同郡下川町」に、「勇払郡占冠村　同郡むかわ町」を「勇払郡むかわ町」に、「同郡中川町　同郡幕別町（旧広尾郡忠類村の区域に限る。）　同郡浜中町　阿寒郡鶴居村　白糠郡白糠町」を「限る。）」に改める。

本則の表青森県の項中「限る。）　八戸市（旧三戸郡南郷村の区域に限る。）」を「限る。）」に、「北津軽郡中泊町　上北郡横浜町」を「北津軽郡中泊町」に、「同郡佐井村　三戸郡三戸町　同郡田子町　同郡新郷村」を「同郡佐井村」に改める。

本則の表岩手県の項中「大船渡市　花巻市（旧稗貫郡大迫町及び旧和賀郡東和町の区域に限る。）」を「大船渡市」に、「遠野市　一関市」を「遠野市　一関市」に、「八幡平市　奥州市（旧江刺市の区域に限る。）」を「八幡平市」に改める。

本則の表秋田県の項中「能代市　横手市　大館市　男鹿市」を「横手市　男鹿市」に、「大仙市　北秋田市　仙北市　北秋田郡上小阿仁村　山本郡藤里町　同郡三種町　同郡八峰町」を「大仙市　にかほ市　仙北市」に改める。

本則の表山形県の項中「鶴岡市　酒田市（旧飽海郡八幡町、旧同郡平田町及び」を「酒田市（に、「同郡大江町　最上郡金山町　同郡最上町　同郡舟形町　同郡真室川町　同郡大蔵村　同郡鮭川村　同郡戸沢村　東置賜郡川西町　東田川郡庄内町　飽海郡遊佐町」を「同郡大江町」に改める。

本則の表茨城県の項中「限る。）　東茨城郡城里町（旧西茨城郡七会村の区域に限る。）」を「限る。）」に改める。

本則の表栃木県の項中「日光市（旧上都賀郡足尾町及び旧塩谷郡栗山村の区域に限る。）　那須郡那珂川町」を「芳賀郡茂木町　塩谷郡塩谷町」に改める。

本則の表群馬県の項中「限る。）　吾妻郡中之条町　同郡東吾妻町」を「限る。）」に改める。

本則の表埼玉県の項中「秩父郡小鹿野町（旧同郡両神村の区域に限る。）」を「秩父郡小鹿野町」に改める。

本則の表東京都の項中「青ヶ島村　小笠原村」を「青ヶ島村」に改める。

本則の表長野県の項中「松本市（旧東筑摩郡四賀村、旧南安曇郡奈川村及び旧同郡安曇村の区域に限る。）　伊那市（旧上伊那郡高遠町及び旧同郡長谷村の区域に限る。）　小県郡長和町　上伊那郡中川村　東筑摩郡麻績村　同郡生坂村　同郡筑北村」を「大町市（旧北安曇郡八坂村及び旧同郡美麻村の区域に限る。）　小県郡長和町　北安曇郡小谷村」に改める。

本則の表岐阜県の項を削る。

本則の表静岡県の項中「限る。）　伊豆市（旧田方郡土肥町の区域に限る。）」を「限る。）」に改める。

本則の表愛知県の項中「限る。）　新城市（旧南設楽郡鳳来町及び旧同郡作手村の区域に限る。）」を「限る。）」に、「限る。）　北設楽郡設楽町　同郡東栄町　同郡豊根村」を「限る。）」に改める。

本則の表三重県の項中「鳥羽市」を「鳥羽市（神島、答志島、菅島及び坂手島の区域に限る。）」に、「多気郡大台町　度会郡大紀町　同郡南伊勢町」を「多気郡大台町」に改める。

本則の表京都府の項中「京都市（旧北桑田郡京北町の区域に限る。）　宮津市　京丹後市（旧竹野郡丹後町及び旧熊野郡久美浜町の区域に限る。）　南丹市　相楽郡笠置町　同郡和束町　船井郡京丹波町　与謝郡伊根町」を「相楽郡笠置町　同郡和束町　同郡南山城村」に改める。

本則の表兵庫県の項中「豊岡市（旧城崎郡城崎町、旧同郡竹野町及び旧出石郡但東町の区域に限る。）　養父市　南あわじ市」を「南あわじ市」に、「限る。）　朝来市（旧朝来郡山東町の区域に限る。）」を「限る。）」に、「（旧宍粟郡波賀町及び旧同郡千種町の区域に限る。）　佐用郡佐用町　美方郡香美町　同郡新温泉町」を「佐用郡佐用町」に改める。

本則の表奈良県の項中「五條市　宇陀市（旧宇陀郡菟田野町及び旧同郡室生村の区域に限る。）」を「宇陀市」に、「吉野郡吉野町　同郡下市町　同郡黒滝村　同郡天川村　同郡野迫川村　同郡十津川村　同郡下北山村　同郡上北山村　同郡川上村　同郡東吉野村」を「高市郡明日香村　吉野郡東吉野村」に改める。

本則の表島根県の項中「松江市（旧八束郡美保関町の区域に限る。）　出雲市（旧簸川郡佐田町及び旧同郡多伎町の区域に限る。）　大田市　安来市　雲南市」を「雲南市」に改める。

本則の表岡山県の項を削る。

本則の表山口県の項中「限る。）　宇部市（旧厚狭郡楠町の区域に限る。）　山口市（旧佐波郡徳地町及び旧阿武郡阿東町の区域に限る。）」を「限る。）」に、「限る。）　美祢市」を「限る。）」に改める。

本則の表徳島県の項中「美馬市　三好市」を「美馬市」に、「美馬郡つるぎ町　三好郡東みよし町（旧同郡三好町の区域に限る。）」を「美馬郡つるぎ町」に改める。

本則の表香川県の項を削る。

本則の表愛媛県の項中「八幡浜市　新居浜市（旧宇摩郡別子山村の区域に限る。）　大洲市　伊予市　西予市」を「八幡浜市（大島の区域に限る。）　伊予市」に、「限る。）　喜多郡内子町　西宇和郡伊方町（旧同郡瀬戸町及び旧同郡三崎町の区域に限る。）」を「限る。）」に改める。

本則の表福岡県の項中「嘉麻市　みやま市」を「嘉麻市」に改める。

本則の表長崎県の項中「旧北松浦郡吉井町、旧同郡世知原町、旧同郡宇久町、旧同郡江迎町、旧同郡鹿町町、高島」を「旧北松浦郡江迎町、旧同郡鹿町町、宇久島、寺島、高島」に、「西海市　雲仙市」を「西海市」に、「北松浦郡小値賀町」を「北松浦郡小値賀町（六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島及び斑島の区域に限る。）」に改める。

本則の表熊本県の項中「八代市（旧八代郡坂本村、旧同郡東陽村及び旧同郡泉村の区域に限る。）　水俣市　上天草市　宇城市（旧宇土郡三角町の区域に限る。）」を「水俣市　上天草市」に、「天草市　下益城郡美里町」を「天草市」に、「同郡南阿蘇村　上益城郡甲佐町　同郡山都町」を「同郡南阿蘇村」に、「同郡津奈木町　球磨郡多良木町　同郡湯前町　同郡水上村　同郡相良村　同郡五木村　同郡山江村　同郡球磨村　同郡あさぎり町」を「同郡津奈木町」に改める。

本則の表大分県の項中「大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域に限る。）　中津市」を「中津市」に、「佐伯市　臼杵市」を「佐伯市（大入島、大島、尾形島及び深島の区域に限る。）」に、「杵築市　由布市（旧大分郡庄内町の区域に限る。）」を「杵築市」に改める。

本則の表鹿児島県の項中「鹿屋市（旧曽於郡輝北町の区域に限る。）　出水市」を「出水市」に、「西之表市　垂水市」を「西之表市」に、「限る。）　曽於市」を「限る。）」に、「出水郡長島町　曽於郡大崎町　肝属郡東串良町　同郡錦江町　同郡南大隅町　同郡肝付町」を「出水郡長島町（獅子島の区域に限る。）」に改める。

本則の表沖縄県の項中「同郡伊是名村　宮古郡多良間村　八重山郡竹富町」を「同郡伊是名村」に改める。

○農林水産省告示第五百十二号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

別表関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　八四〇円（本体七八〇円）　（配送料別）